

西当別小学校 P T A 規約

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は、西当別小学校 P T A といい、事務局を西当別小学校におきます。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 この会は、会員相互の研修を深めるとともに、学校・地域・家庭における児童の健全な育成を図ることを目的とします。

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行います。

1. 会員相互がより教育に関する理解と教養を深めるための活動
2. 学校教育・家庭教育・社会教育に対する援助協力
3. 各種教育団体・文化団体との連絡提携
4. その他、必要と認めた活動

第 3 章 会 員

第 4 条 この会の会員は、西当別小学校児童の保護者及び教職員で構成します。

第 4 章 会 計

第 5 条 この会の活動に必要な経費は、会員の会費及びその他の収入をもってあてます。

第 6 条 会費は、定期総会において、活動計画に基づいて決定します。

第 7 条 この会の会計は、会計監査を経て総会に報告し、承認されます。

第 8 条 この会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとします。

第 5 章 役員及び役員の任務

第 9 条 この会の役員は次のとおりとします。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 2 名
3. 会 計 1 名
4. 事務局長 1 名
5. 事務局員 1 名

第 1 0 条 この会の役員の任務は次のとおりとします。

1. 会長はこの会を代表し、会務を総括するとともに、諸会議を招集します。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行します。
3. 会計は会計業務を処理し、事務局員は事務局長を補佐し、事務局長に事故ある時はその職務を代行します
4. 役員会は、事務局長を中心に会員の交流を図るための広報活動を行う。

第 6 章 監査委員

第 1 1 条 この会には、2 名の監査委員をおき、必要に応じて諸会議に参加できるものとします。

第 1 2 条 監査委員は年 1 回会計業務の監査を行い、総会に報告し承認を受けます。また、必要に応じて臨時監査することができます。

第 7 章 役員等の任期及び選出

第 1 3 条 役員等の任期は、次のとおりとし、いずれも再任は妨げません。

1. 会長・副会長・会計・監査委員は 2 年とします。
2. 事務局長・事務局員、専門部の部長は 1 年とします。
3. 役員等が任期途中で辞任した場合は、後任者は前任者の残任期間を任期とします。

- 第14条 役員等の選出は、次のとおりとします。
1. 会長・副会長・会計・監査委員・専門部の部長の選出は、別に定める役員等選考規定によって、候補者を選考し、総会で選出します。
 2. 事務局長・事務局員は、会長が校長と協議のうえ委嘱し、総会に報告します。
 3. 役員等が任期途中で辞任した場合は、役員等選考委員会で後任者を選考し全体委員会で承認を受けます。

第8章 総 会

- 第15条 総会は、この会の最高決議機関であり、出席者をもって成立し、議決は出席会員の過半数の賛成を必要とします。
- 第16条 定期総会は、毎年4月に開催し、次の事項を決定します。
1. 活動の経過及び会計決算報告の承認
 2. 活動計画及び予算の承認
 3. 規約の改廃
 4. 役員等の選出及び承認
 5. その他必要事項の審議及び決定
- 第17条 臨時総会は、常任委員会が必要と認めたときに開催します。
- 第18条 総会は、会長が招集します。

第9章 全体委員会

- 第19条 全体委員会は、次期総会までの中間決議機関として、次の事項を審議し決定します。
1. 事業内容の細部計画
 2. 予算の更正
 3. 役員の補充
 4. その他必要な事項
- 第20条 全体委員会は、会長、副会長、会計、校長、事務局長、事務局員、各専門部部長、副部長、公募による会員数名、各専門部担当教職員で構成します。なお、必要に応じて監査委員が参加できるものとします。
- 第21条 全体委員会の議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とします。
- 第22条 全体委員会は常任委員会が必要と認めたときに開催し、会長が招集します。

第10章 役 員 会

- 第23条 役員会は、会長、副会長、会計、校長、事務局長、事務局員で構成し、必要に応じて監査委員、専門部部長が参加できるものとします。
- 第24条 役員会は、次の点について審議し、常任委員会に報告します。
1. 会務全般の企画・運営の調整
 2. 総会に提案する議案
 3. 特別委員会・実行委員会の設置
 4. その他緊急を要する案件
- 第25条 役員会は必要に応じて会長が招集します。

第11章 常任委員会

- 第26条 常任委員会は、会長、副会長、会計、校長、事務局長、事務局員、専門部部長、副部長で構成します。なお、必要に応じて監査委員が参加できるものとします。
- 第27条 常任委員会は、総会、全体委員会の決議事項の執行及び企画立案・連絡調整にあたり、必要に応じて会長が招集します。

第12章 専門部会

- 第28条 この会の活動を推進実施する部門として、学校活動部、文化厚生部、生活環境部を置き、随時部会を開催し活動します。
- 第29条 専門部会は、世帯数の登録部員及び教職員によって構成し、副部長を互選します。
- 第30条 専門部の活動は次のとおりとします。
1. 学校活動部・・・主として全校的なPTAの取り組み及びその他の活動
 2. 文化厚生部・・・主として会員の研修・文化的活動、会員・児童の福利厚生及びその他の活動
 3. 生活環境部・・・主として児童の健全育成、安全確保、教育環境・施設の充実への協力及びその他の活動

第13章 学級PTA

- 第31条 学級PTAは、PTA活動の土台であり、全校PTA活動への協力、学級として必要な活動及びみなこい祭りにかかわる諸活動を随時行います。
- 第32条 学級PTAは全員参加の理念で活動を分担します。
1. 全児童保護者が登録して、何らかの活動に参加するものとします。
 2. 登録の種類として、「学級係」か「みなこい係」を設定するが、その活動内容や編成は会員の創意で決定します。

第14章 特別委員会 実行委員会

- 第33条 特定の目的を遂行するために、役員会は特別委員会を設けることができます。
- 第34条 特定の事業の企画推進のために、役員会は実行委員会を設けることができます。

第15章 附 則

- 第35条 この規約に基づくこの会の運営に必要な規定及び細則は、別に定めます。
- 第36条 この規約は、総会において出席者過半数の賛成で改廃することができます。
- 第37条 この規約は、昭和56年 4月12日改正し、同日より発効します。
- この規約は、平成 4年 4月12日改正し、同日より発効します。
- この規約は、平成 6年 4月16日改正し、同日より発効します。
- この規約は、平成 8年 4月13日改正し、同日より発効します。
- この規約は、平成 9年 4月12日改正し、同日より発効します。
- この規約は、平成14年 4月13日改正し、同日より発効します。
- この規約は、平成15年 4月12日改正し、同日より発効します。
- この規約は、平成19年 4月14日改正し、同日より発効します。
- この規約は、平成27年 4月12日改正し、同日より発効します。
- この規約は、平成31年 4月13日改正し、同日より発効します。
- この規約は、令和 3年 4月17日改正し、同日より発効します。

西当別小学校PTA役員等選考規定

- 第1条 この規定は、西当別小学校PTA役員等選考規定といたします。
- 第2条 この規定は、規約第7章第13条の役員等の選考業務を行うために設けます。
- 第3条 選考委員会の構成は次のとおりとします。
常任委員4名(各部より1名)、役員会2名、事務局長
- 第4条 選考委員会は、選考委員長1名、副委員長1名を互選します。
- 第5条 選考委員は、役員等の候補者を選考し、総会に報告し承認を受けます。
- 第6条 選考委員の任期は、登録から、翌年のPTA総会までとします。
- 第7条 選考業務の経過は、これを秘密とします。
- 第8条 この規定の改廃は、決議機関の議決によるものとします。
- 第9条 この規定は、平成 4年 4月12日改正し、同日より発効します。
この規定は、平成 6年 4月16日改正し、同日より発効します。
この規定は、平成 9年 4月12日改正し、同日より発効します。
この規定は、平成15年 4月12日改正し、同日より発効します。
この規定は、平成19年 4月14日改正し、同日より発効します。
この規定は、平成23年 4月16日改正し、同日より発効します。
この規定は、平成27年 4月12日改正し、同日より発効します。

西当別小学校PTA慶弔規定

- 第1条 この規定は、西当別小学校PTA慶弔規定といたします。
- 第2条 この規定は、会員相互の慶弔を目的とします。
- 第3条 前条の目的に従い、会員及び児童の慶弔について、役員会で協議専決し、事後に常任委員会の了承を得るものとします。
- 第4条 この規定の予算は、PTA予算の慶弔費より支出します。
- 第5条 この規定の改廃は、決議機関の議決によるものとします。
- 第6条 1. この規定は、平成 4年 4月12日改正し、同日より発効します。
2. この規定は、平成 9年 4月12日改正し、同日より発効します。